



平成20年12月5日

各 位

会 社 名 株式会社アパマンショップホールディングス
(コード番号8889 大証ヘラクレス)
代 表 者 代表取締役社長 大村 浩次
本社所在地 東京都中央区京橋一丁目1番5号
問 合 せ 先 常務取締役 石川 雅浩
T E L 03-3231-8020

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年12月5日開催の取締役会において、平成20年12月29日開催予定の当社第9期定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の発行可能株式総数は、現行定款第5条(発行可能株式総数)に108万株と定められておりますが、新株予約権の行使に伴い発行済株式の総数が103万3,822株となっておりますので、機動的な資本政策を可能とするため、当社の発行可能株式総数を413万5,000株に増加させるものであります。
- (2) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されること(いわゆる「株券の電子化」)をいいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (3) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるとともに、現行定款第6条(株券の発行)を変更案附則第3条に移設いたします。なお、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、同法の施行日に変更案附則第3条の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更の決議をしたものとみなされます。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	定款変更案
第1条～第4条 (記載省略) (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 1,080,000株とする。 (株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。 第7条～第8条 (記載省略)	第1条～第4条 (現行どおり) (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 4,135,000株とする。 (附則第3条に移設) 第6条～第7条 (現行どおり)

現行定款	定款変更案
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、株券の交付、届出の受理、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理等株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、届出の受理等株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。
(基準日) 第10条 当社は、毎事業年度の末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会における議決権を行使すべき株主とみなす。 2. 前項のほか、株主の権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。 第11条～第30条 (省略) (選任方法) 第31条 (記載省略) 第32条～第36条 (記載省略) (新設) (新設)	(基準日) 第9条 当社は、毎事業年度の末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会における議決権を行使すべき株主とみなす。 2. (現行どおり) 第10条～第29条(現行どおり) (選任) 第30条 (現行どおり) 第31条～第35条 (現行どおり) 附 則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。 第2条 前条及び本条は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)の施行日の翌日から起算し

現行定款	定款変更案
	<u>て1年を経過した日にこれを削除する。</u>
(現行定款第6条から移設) (新設)	<u>第3条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>第4条 本定款第8条第3項中「(実質株主名簿を</u> <u>含む。以下同じ。)、」、「株券の交付、」及</u> <u>び「、実質株主名簿の作成、実質株主通</u> <u>知の受理」の削除並びに第9条中「(実質</u> <u>株主を含む。以下同じ。)」を削除する旨</u> <u>の変更は、決済合理化法の施行日にその</u> <u>効力を生ずる。</u>
(新設)	<u>第5条 本附則第3条から本条までは、決済合理</u> <u>化法の施行後、これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成20年12月29日(月)

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日：平成20年12月29日(月)

以 上